

健発0306第1号  
令和5年3月6日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）が別添1のとおり本日公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

## 記

### 1 改正の趣旨

別添2のとおり、栄養士及び調理師の免許証の様式について、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する」こととされたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）第2号様式で規定する栄養士の免許証の様式及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）様式第2で規定する調理師の免許証の様式について、用紙の大きさを指定する旨の記載を削除する。

これにより、栄養士及び調理師の免許証の用紙の大きさについては、各都道府県において変更することが可能となる。

### 3 施行期日

改正省令は公布日（令和5年3月6日）から施行する。

健発0306第2号  
令和5年3月6日

（別記） 殿

厚生労働省健康局長  
（公印省略）

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）が別添1のとおり本日公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

## 記

### 1 改正の趣旨

別添2のとおり、栄養士及び調理師の免許証の様式について、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する」こととされたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）第2号様式で規定する栄養士の免許証の様式及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）様式第2で規定する調理師の免許証の様式について、用紙の大きさを指定する旨の記載を削除する。

これにより、栄養士及び調理師の免許証の用紙の大きさについては、各都道府県において変更することが可能となる。

### 3 施行期日

改正省令は公布日（令和5年3月6日）から施行する。

(別記)

公益社団法人日本栄養士会会長

一般社団法人全国栄養士養成施設協会会長

一般社団法人全日本司厨士協会会長

公益社団法人日本調理師会会長

公益社団法人全国調理師養成施設協会会長

公益社団法人調理技術技能センター理事長

一般社団法人日本技能調理士協会会長

公益社団法人日本中国料理協会会長

公益社団法人日本全職業調理士協会会長

一般社団法人全国日本調理技能士会連合会会長